

2024年度
(令和6年度)

事業報告書

町田市消費生活センター



目次

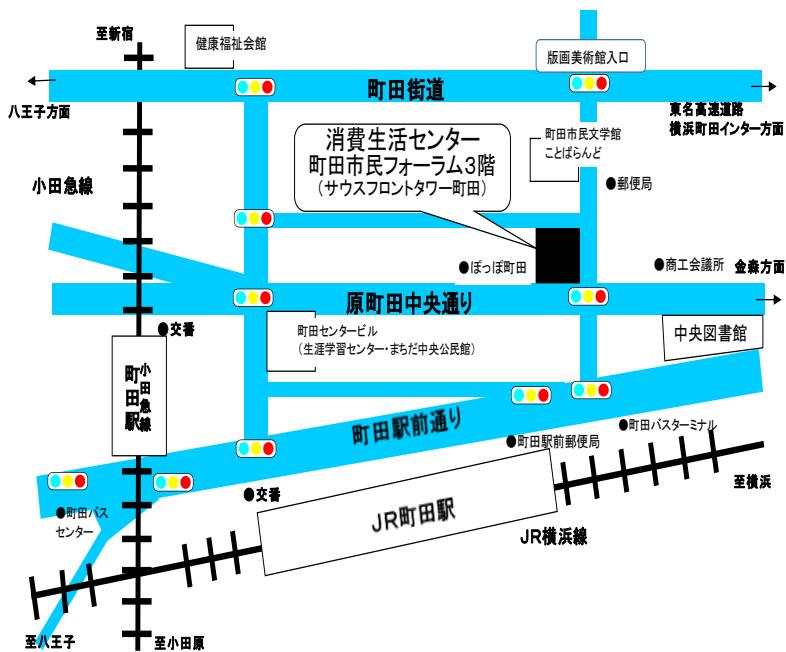
1	消費生活センター	4
(1)	所在地	4
(2)	施設内容	5
2	沿革	6
3	組織	8
4	事務分掌	8
5	消費生活センターの概要	9
6	町田市消費生活行政体系	10
7	消費生活相談	11
(1)	相談体制	12
(2)	年間相談受付件数	12
(3)	商品役務別分類	13
(4)	商品役務別分類集計 上位20項目	14
(5)	相談内容別分類集計（件数は重複あり）	16
(6)	販売購入形態別分類集計	16
(7)	申出内容別分類集計	17
(8)	受付方法別分類集計	17
(9)	相談者性別集計	18
(10)	契約者性別集計	18
(11)	相談者年齢別集計	18
(12)	契約者年齢別集計	19
(13)	相談者職業別集計	19
(14)	契約者職業別集計	19
(15)	相模原市との連携事業	20
(16)	多重債務相談	20
(17)	年間解決件数・金額	20
8	消費生活学習会等実施状況	21
(1)	学習会	21
(2)	テスト教室・料理教室	22
(3)	子ども向け教室	23
(4)	他団体主催イベントへの参加	24
(5)	消費生活出前学習会	25
(6)	消費生活センターだよりの発行	26
(7)	「くらしのヒント」メール・LINE配信	26
9	まちだくらしフェア2024（旧くらしを守る市民の集い）	27
10	家庭用品品質表示法に基づく立入検査	30
11	製品安全4法に基づく立入検査	30
12	特定計量器定期検査事前調査	31
13	消費者事故報告	32
	資料	33

1 消費生活センター

(1) 所在地

町田市原町田4丁目9番8号
町田市民フォーラム3階（サウスフロントタワー町田）

電話 042 (725) 8805
042 (722) 0001 (相談専用)



交通案内

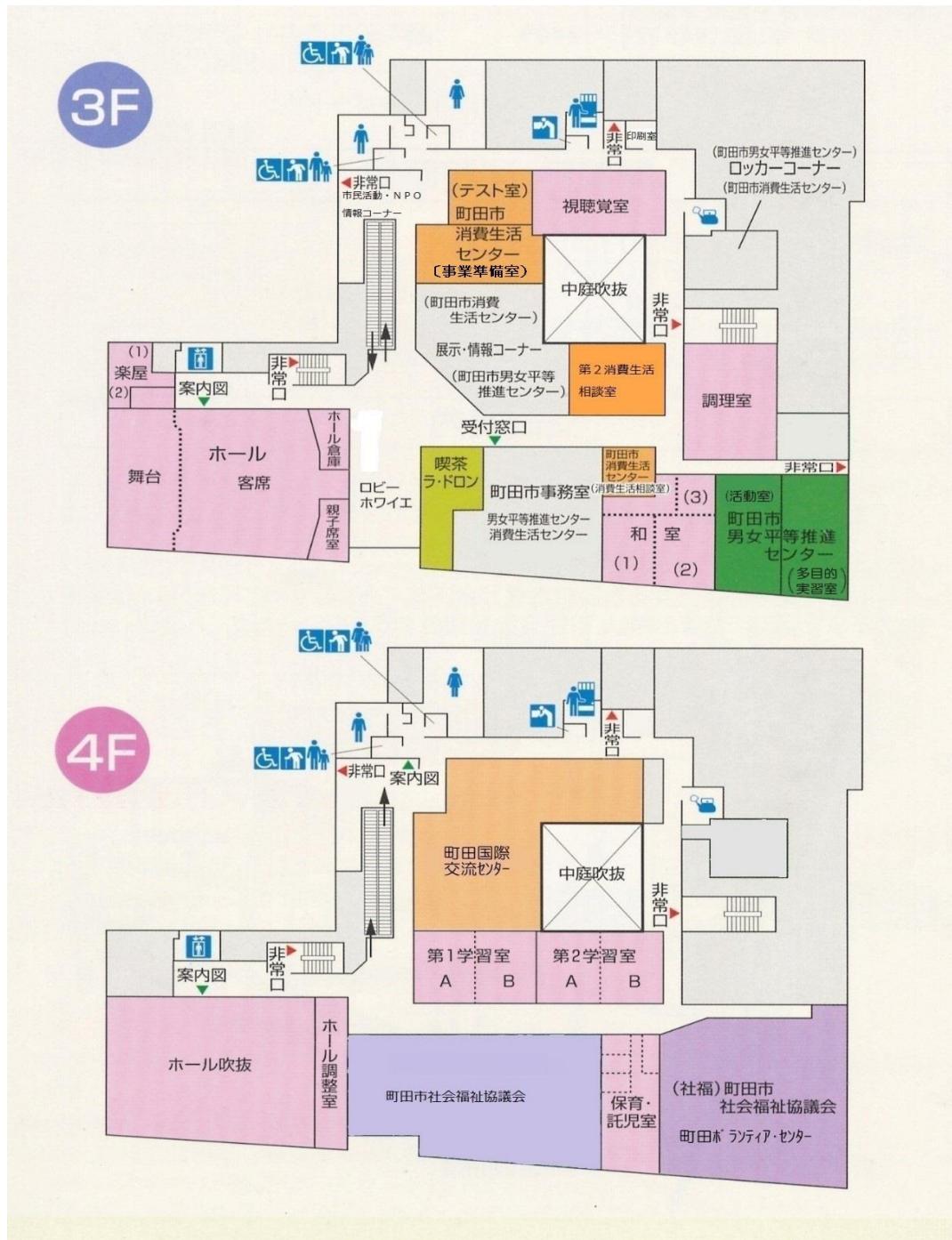
- ◆小田急線『町田駅』
西口より徒歩8分
- ◆JR横浜線『町田駅』
ターミナル口より徒歩3分
- ◆町田バスセンターより
徒歩8分
- ◆町田バスターミナルより
徒歩3分

開館時間、相談時間、休館日

展示・情報コーナー	開館時間：午前9時～午後10時 休館日：毎月第3水曜日、12月29日～1月3日
消費生活センター (事務局)	窓口受付時間：午前8時30分～午後5時 閉所日：土、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
消費生活センター (相談室)	窓口受付時間：午前9時～正午 午後1時～午後4時 閉所日：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

(2) 施設内容

- 専用スペース 消費生活相談室、事務室、事業準備室（旧委員室）、テスト室、展示・情報コーナー、協力団体のロッカーコーナー
- 共用スペース ホール、視聴覚室、調理室、学習室、和室等（活動諸室）
- 市民フォーラム3F、4F 配置図

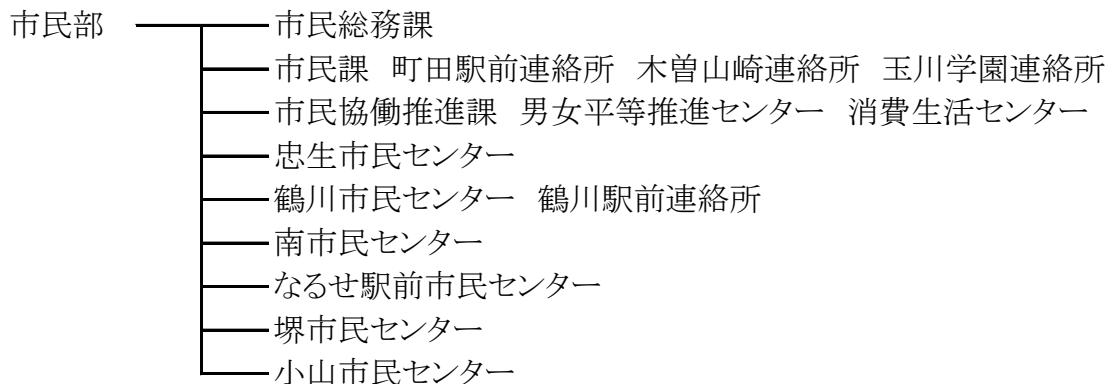


2 沿革

1969年 4月	衛生産業部商工課に消費者対策係を設置
1973年 12月	市立消費者センター設置について請願提出採択
1974年 1月	商工課内に消費者センター開設準備室を設置
1975年 4月	中町1-4-1市役所分室内に開所
1975年 5月	消費者センター開所式（式典記念講演） 講演会、消費者相談、図書資料の貸し出し開始
1975年 6月	消費者センターだより発行（月刊）
1976年 11月	第1回くらしを守る市民の集い開催
1978年 9月	家庭電器商組合と家電製品修理サービス協定
1979年 12月	第1学習室（定員50人収容）を増設
1984年 11月	消費者センター10周年記念式典
1986年 7月	相談室を設置。月・土曜日を2名体制 電話3本の内2本を相談専用（722-0001）に変更
1989年 7月	消費者相談室・事務室を市役所森野分庁舎に移転
1991年 4月	組織改正に伴い課名を消費生活課に変更
1993年 10月	市役所分室駐車場を会場としてフリーマーケット事業開始
1995年 5月	消費者センター運営協議会、多年にわたり消費者活動に貢献した功績に対し市より表彰される。
1995年 9月	老朽化した消費者センター第1学習室等、室内全面塗装実施
1995年 10月	消費者センター開設満20年くらしを守る市民の集い開催
1996年 3月	市役所分室屋外全面改修塗装工事実施
1999年 11月	市民フォーラムに移転 組織改正に伴い課名を消費生活センターに変更
1999年 12月	市役所分室消費生活センター専用施設の閉所
2000年 2月	消費生活センター移転記念事業実施
2000年 4月	消費生活相談員非常勤の嘱託職員となる。
2001年 4月	相談事業相模原市と相互利用開始
2002年 1月	メコニス（相談検索システム）利用開始
2004年 3月	相談情報入力システム導入
2005年 4月	消費生活センター30周年記念式典
2008年 4月	組織改正に伴い市民協働推進課消費生活センターに変更
2009年 4月	消費生活センターだよりPDF版発行開始（市ホームページからダウンロード）
2009年 9月	消費者庁設置 消費者安全法の施行に伴い、町田市消費生活センターの設置について告示
2010年 4月	多重債務問題への取組として、東京司法書士会町田支部及び町田弁護士クラブとの連携事業開始 PIO-NET2010の導入及びメコニス・相談情報入力システムの廃止

2012年 4月	地域主権戦略大綱により、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る権限が移譲される。
2015年10月	PIO-NET2015の導入及びPIO-NET2010廃止
2019年 4月	メール配信システム「くらしのヒント」配信開始
2020年 4月	L I N E 「くらしのヒント」配信開始
2020年 4月	消費生活相談員が嘱託職員から会計年度任用職員へ移行
2020年10月	PIO-NET2020の導入及びPIO-NET2015廃止

3 組織



(2025年3月31日現在)

職員の構成

消費生活センター所長 —— 係長(1名)、主任(1名)、主事(1名)
事務員(会計年度任用職員1名)
相談員(会計年度任用職員6名)

(2025年3月31日現在)

4 事務分掌

- (1) 消費者対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (3) 消費生活に係る資料の収集及び展示に関すること。
- (4) 消費者教育に関すること。
- (5) 消費生活に係る簡易なテストに関すること。
- (6) 計量器の検査に関すること。
- (7) センターの管理運営に関すること。
- (8) 消費者団体の自主的活動の支援に関すること。
- (9) 家庭用品品質表示法に関すること。
- (10) 消費生活用製品安全法に関すること。
- (11) 電気用品安全法に関すること。
- (12) ガス事業法に関すること。
- (13) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
- (14) その他消費生活に関すること。

5 消費生活センターの概要

(1) 消費生活センターの運営方法

町田市消費生活センターは、市民から募った運営委員により組織された運営協議会と行政が協力してその運営にあたっています。

運営協議会は、毎年市の募集に応じた熱意ある市内の消費者団体の代表者や個人の自由参加によるボランティアの運営委員で構成されています。

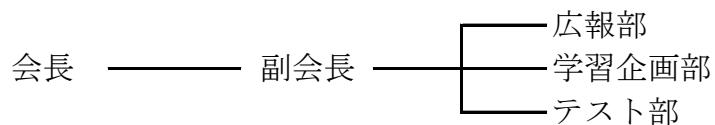
運営協議会は、広報部、学習企画部、テスト部の3部に分かれ、委員はいずれかの部に属することとし、各部が活動の計画を立てて事業を実施する方法を採用しています。

事業の様子や予告は、毎月1回発行の消費生活センターだよりやチラシでお知らせしています。

さらに、町田市消費生活センターは、市内の各団体などの参加を得て1976年度から毎年消費生活展を開催しており、運営協議会はその中で中心的な役割を担っています。

かつては秋に開催しており、2009年度から2023年度までは7月に開催していましたが、2024年度は9月に開催しました。なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて止むを得ず中止しました。

(2) 消費生活センター運営協議会の組織



○広報部

センターの活動状況などを紹介する消費生活センターだより（月1回）の発行等

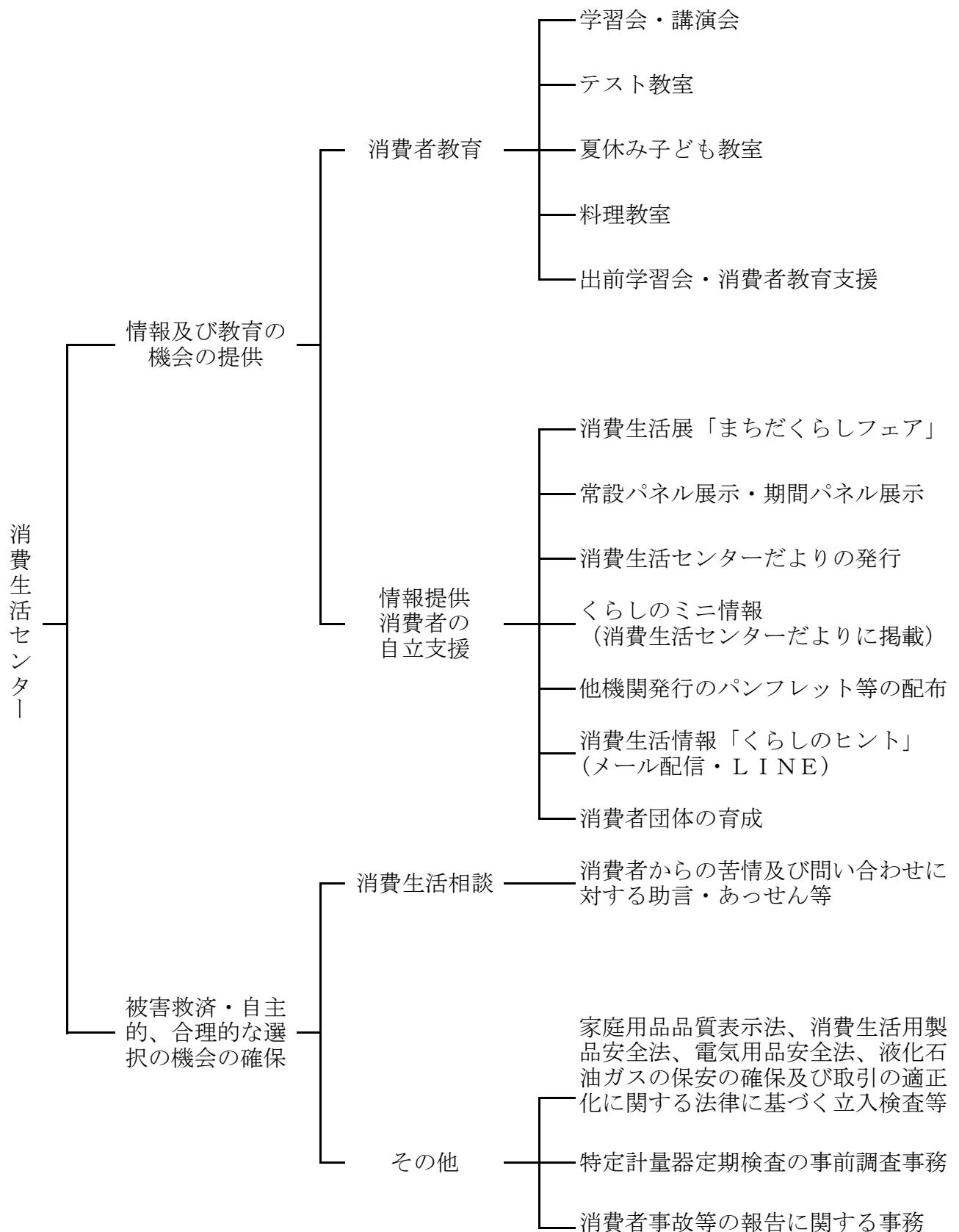
○学習企画部

センターで実施する各種学習会に関する企画運営等

○テスト部

テスト教室等の企画・運営等、生活物資などの簡易なテストの実施および援助

6 町田市消費生活行政体系



7 消費生活相談

◎ 2024年度消費生活相談の概要◎

○ 年間相談件数

年間相談件数は、3,646件でした。

2024年度は、土地・建物・設備に関する相談が多く寄せられました。
年代としては、50歳台からの相談が最も多く701件となっています

○ 商品・役務別相談件数

最も多い相談は「土地・建物・設備」で511件、全体の14.0%を占めています。

第2位は「他の役務」の相談で353件、第3位は「商品一般」の相談で305件でした。

○ 多重債務相談

「多重債務」に関する相談は、96件でした。多重債務相談のうち、弁護士、司法書士の団体と連携し、債務整理を目的に相談者を法律専門家につなぐ「多重債務連携事業」を利用した件数は、59件でした。

○ 販売購入形態別相談件数

店舗購入以外の特殊販売に関する相談が1,809件あり、2023年度と比較して111件減少しました。内容は「通信販売」に関する相談が多くありました。

○ 年間解決件数及び金額（被害救済件数及び金額）

センターでのあっせんや助言により、救済することができた件数及び金額（支払わずに済んだ、又は返金された件数及び金額）は、292件で113,238,193円となりました。

(1) 相談体制

消費生活相談は、1975年に開設したセンター発足当時には、週2日でしたが、相談件数の増加に伴い、1983年からは週5日としました。

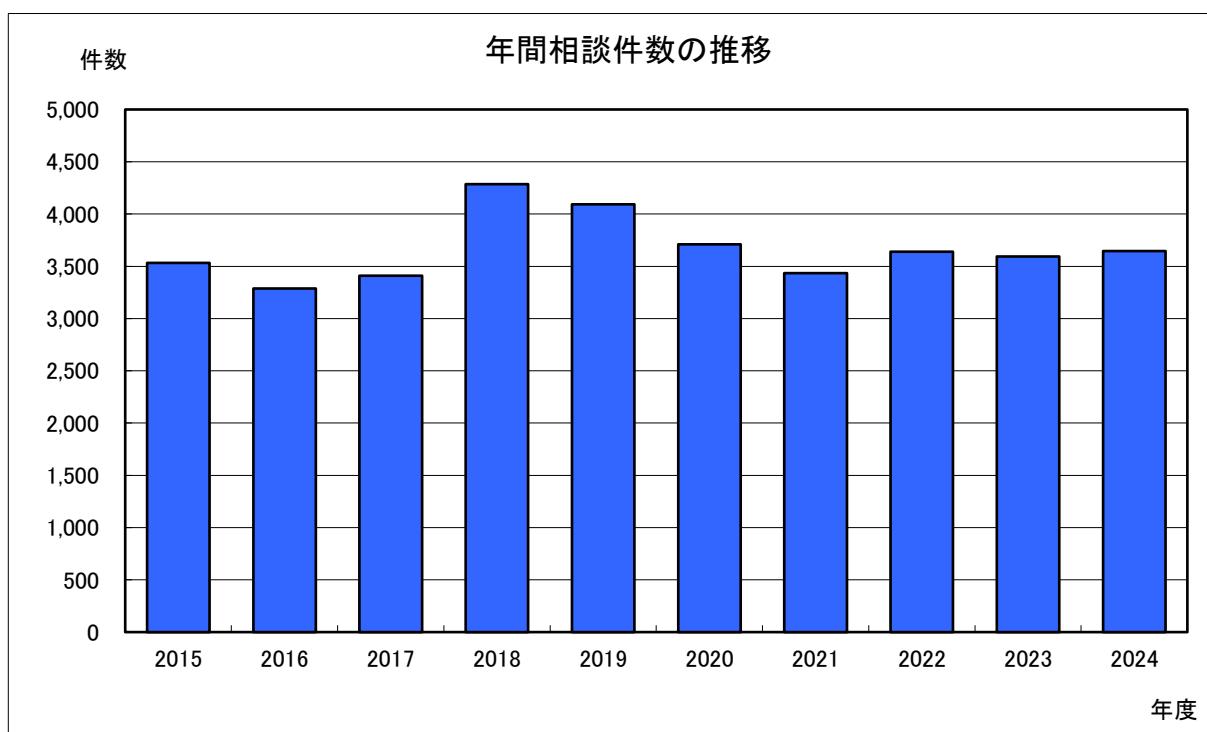
2000年度からは、月曜、火曜、金曜は3名体制で相談業務を行っていましたが、2001年度から平日は3名以上で行っています。

2007年9月から土曜日の電話相談受付を開始しました（2名体制）。また、2017年度からは午前中の来所相談受付時間を正午まで延長しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年度から2023年5月初旬までは、原則として電話での相談をお願いしました。

(2) 年間相談受付件数

2024年度は3,646件で、2023年度と比較して1.5%、53件増加しました。

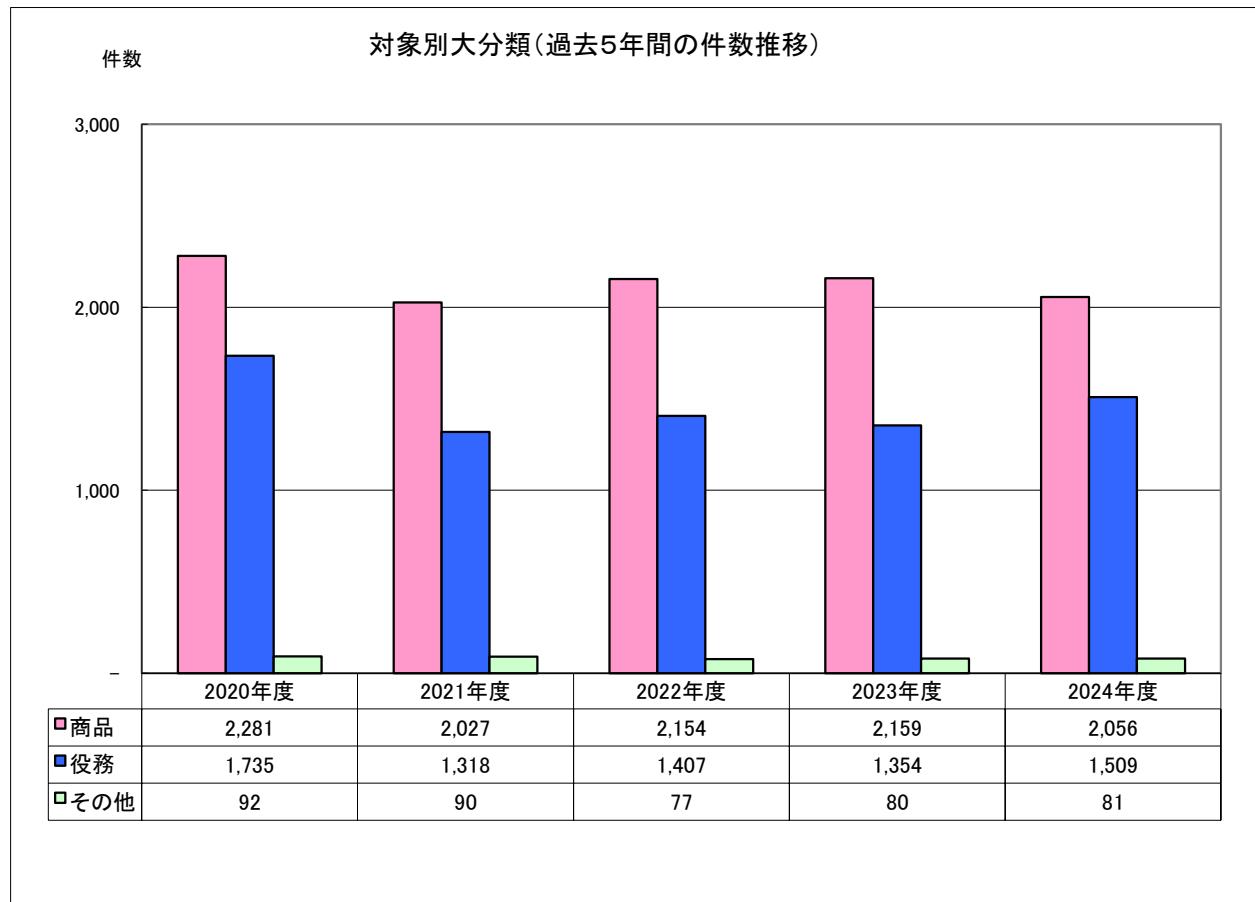


年度	件数	年度	件数
2024	3,646	2019	4,093
2023	3,593	2018	4,287
2022	3,638	2017	3,411
2021	3,435	2016	3,286
2020	3,709	2015	3,531

(3) 商品役務別分類

① 対象別大分類

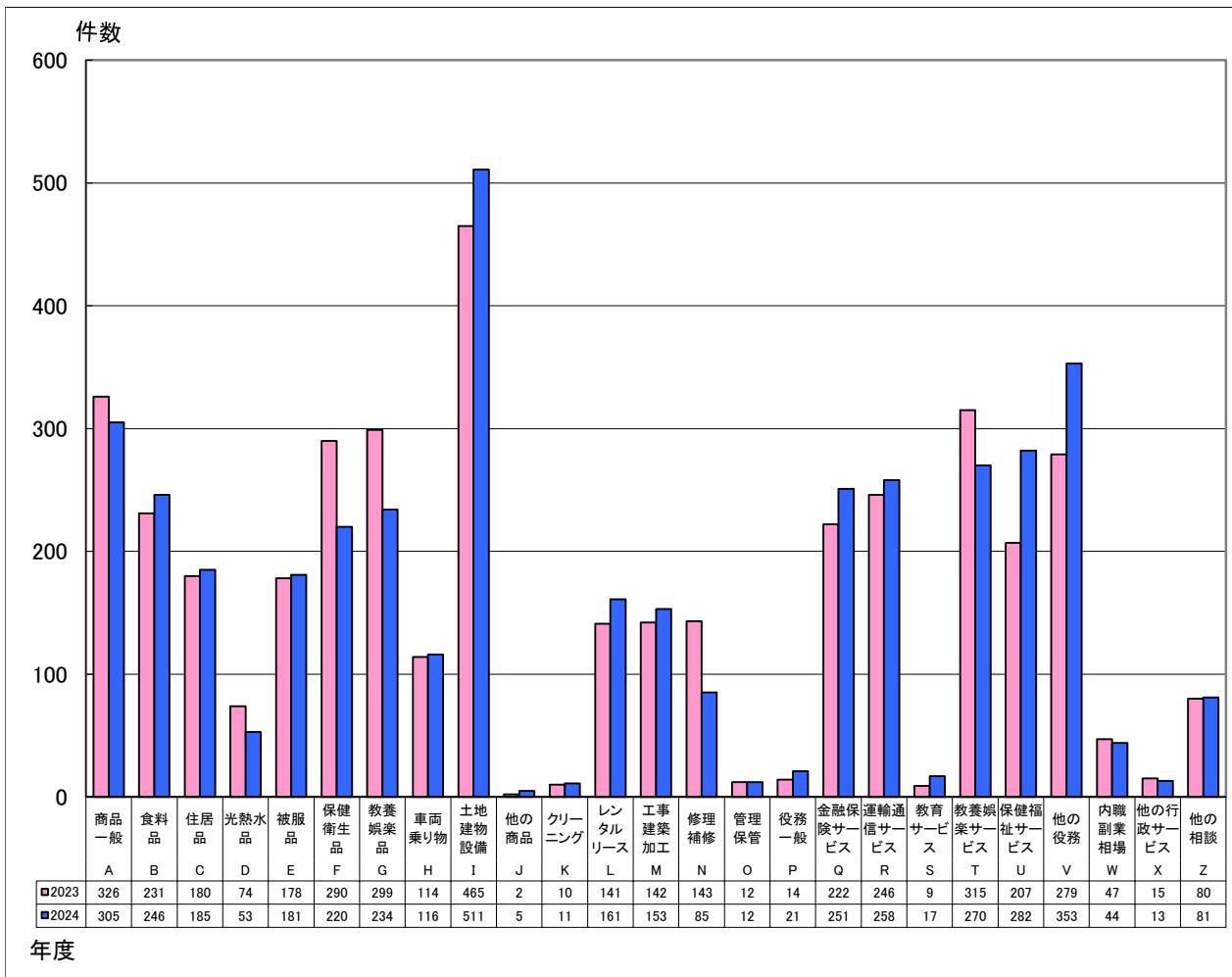
相談の対象を商品と役務（サービス）に分けてみると、「役務（サービス）」より「商品」の相談件数が上回り、2024年度は総件数の56.4%が「商品」に関する相談で、2023年度と比較して3.7ポイント減少しています。



※分類一覧

商品	商品関連役務	役務	その他
商品一般	クリーニング	役務一般	消費者運動
食料品	レンタル・リース・貸借	金融・保険サービス	家庭管理
住居品	工事・建築・加工	運輸・通信サービス	健康管理
光熱水品	修理・補修	教育サービス	相隣関係
被服品	管理・保管	教養・娯楽サービス	慣習・しきたり
保健衛生品		保健・福祉サービス	婚姻
教養娯楽品		他の役務	相続
車両・乗り物		内職・副業・ねずみ講	相談その他
土地・建物・設備		他の行政サービス	
他の商品			

②商品役務別大分類



(4)商品役務別分類集計 上位20項目

2024年度は、「土地・建物・設備」の項目が一番多い相談でした。給湯機や屋根工事などのいわゆる点検商法や、不動産賃貸借契約における退去時の原状回復に関する相談が多く寄せられました。以下、「他の役務」、「商品一般」、「保健・福祉サービス」と続き、全体としては、分電盤や給湯機の点検に関する相談、金融保険に関する相談等が増加したことにより、2023年度と比較して相談件数が1.5%増加しました。

近年では契約内容等が複雑なものが増えており、1件の相談に対応する時間が長くかかる傾向があります。

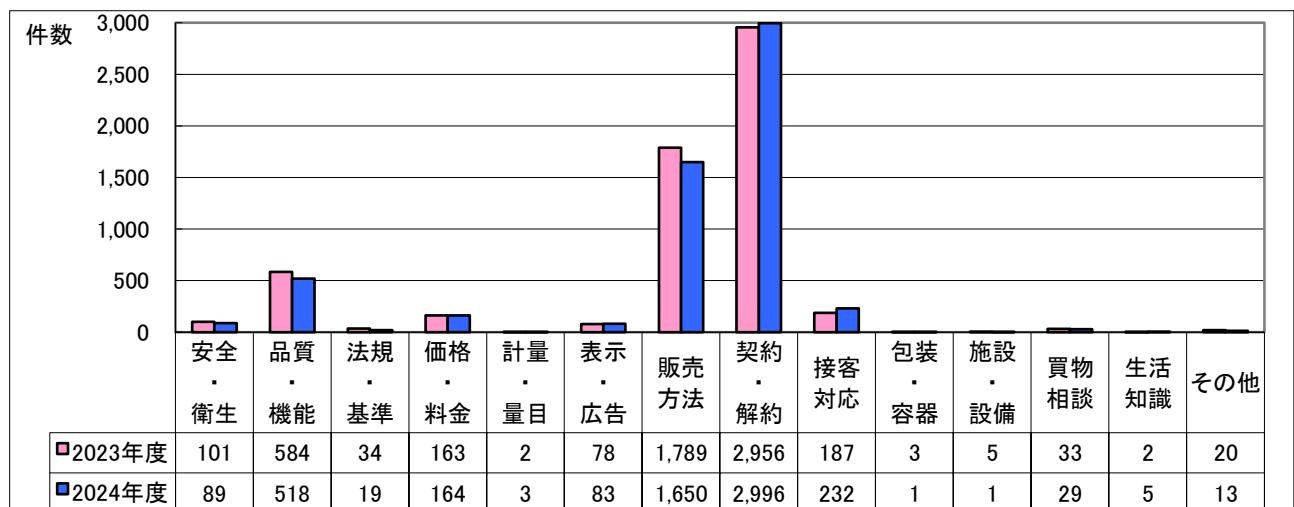
上位5分類のうちで件数が多かった相談内容

- 土地・建物・設備（屋根工事・外壁塗装等の住宅に関する工事や賃貸アパート・マンションの契約等）
- 他の役務（分電盤、給湯機等の点検）
- 商品一般（覚えのないクレジットカードの請求、不審な宅配物・メール・電話等）
- 保健・福祉サービス（脱毛サービスに関する事業者の倒産等）
- 教養・娯楽サービス（オンラインゲーム、有料コンテンツの配信等）

順位	商品・役務（サービス）名	2024年度	2023年度
1	土地・建物・設備	511	465
2	他の役務	353	279
3	商品一般	305	326
4	保健・福祉サービス	282	207
5	教養・娯楽サービス	270	315
6	運輸・通信サービス	258	246
7	金融・保険サービス	251	222
8	食料品	246	231
9	教養娯楽品	234	299
10	保健衛生品	220	290
11	住居品	185	180
12	被服品	181	178
13	レンタル・リース・貸借	161	141
14	工事・建築・加工	153	142
15	車両・乗り物	116	114
16	修理・補修	85	143
17	他の相談	81	80
18	光熱水品	53	74
19	内職・副業・ねずみ講	44	47
20	役務一般	21	14

(5) 相談内容別分類集計（件数は重複あり）

相談を内容別に分類したものです。1つの相談に複数の内容が含まれている場合がありますので、総相談件数と内容別件数総数は合致していません。相談が多かった内容は「契約・解約」が82.2%、次に「販売方法」45.3%などです。



(6) 販売購入形態別分類集計

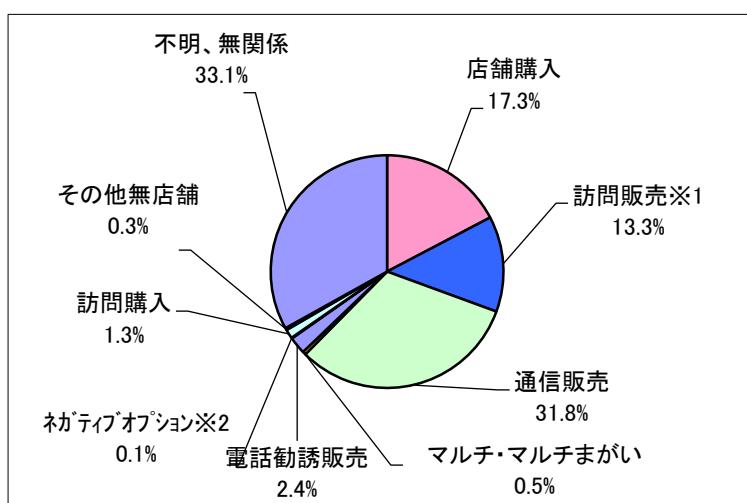
相談を商品・サービスの販売方法別に分類したものです。

相談件数全体の49.6%を、店舗以外の契約による特殊販売が占めています。特殊販売の中では通信販売の割合が高く、インターネット等を介した、通信販売の契約トラブルが多い傾向にあります。全体的には店舗購入の件数が増加し、通信販売とネガティブオプションの件数が減少しています。

※1 キャッチセールス、SF商法(催眠商法)、アポイントメントセールスを含みます。

※2 送り付け商法

販売方法		2024年度	2023年度
店舗購入		631	565
特殊販売	訪問販売 ※1	484	433
	通信販売	1,160	1,322
	マルチ・マルチまがい	17	19
	電話勧誘販売	87	90
	ネガティブオプション ※2	4	15
	訪問購入	46	33
	その他無店舗	11	8
	小計	1,809	1,920
不明、無関係		1,206	1,108
計		3,646	3,593



(7) 申出内容別分類集計

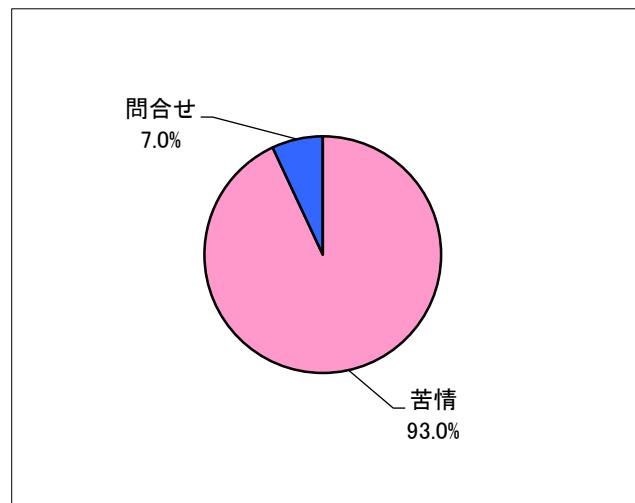
相談の内容を申出の性質で分類したものです。

消費生活上の被害を受けたり、被害を受ける恐れがある相談、または具体的な事実関係・法律関係において不満があつたり、現に消費者問題が発生している場合を「苦情」と分類しています。

被害等が発生しておらず、買物相談や生活知識等センターからの情報提供を求められる相談の場合を「問合せ」としています。また個別問題の相談ではなく、法的規制の強化を求める等の内容は、「要望」となります。

2024年度は「苦情」の割合が93.0%で、2023年度と比較して0.3ポイント減少しました。

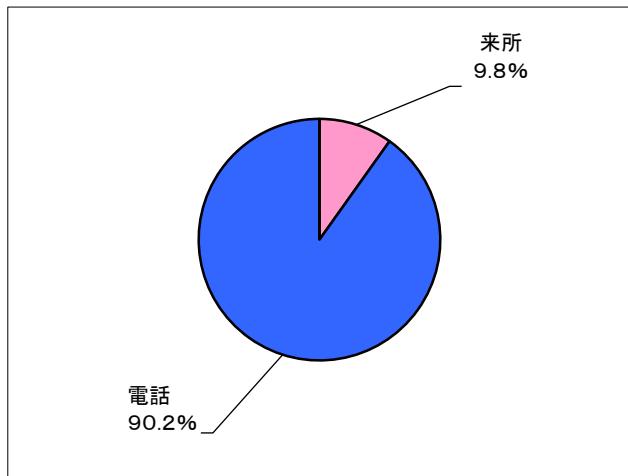
申出内容	2024年度	2023年度
苦情	3,392	3,352
問合せ	254	240
要望	–	1
計	3,646	3,593



(8) 受付方法別分類集計

相談を最初に受けた方法別に分類したものです。全体の90.2%が電話による相談ですが、相談内容により後日来所していただくこともあります。2023年度と比較すると、電話による相談件数は増加していますが、割合では0.1ポイント減少しています。

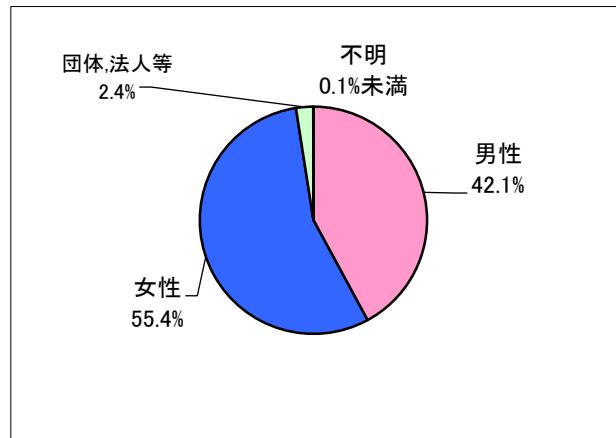
受付方法	2024年度	2023年度
来所	359	348
電話	3,287	3,244
文書	–	1
計	3,646	3,593



(9) 相談者性別集計

相談者の性別割合は、女性の方が多く全体の55.4%になります。

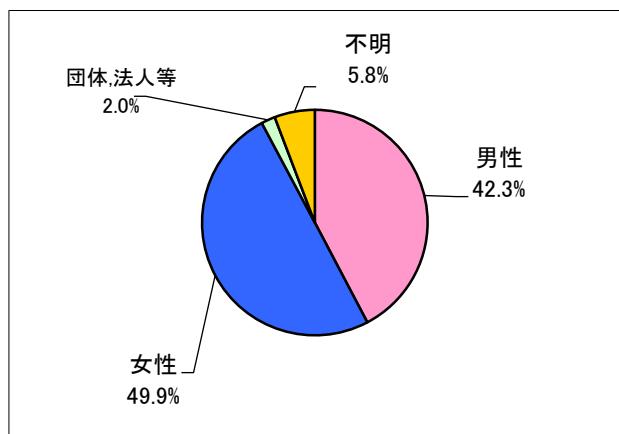
相談者性別等	2024年度	2023年度
男性	1,535	1,482
女性	2,021	2,021
団体, 法人等	89	90
不明	1	-
計	3,646	3,593



(10) 契約者性別集計

契約者の性別割合は、女性の方が多く全体の約49.9%になります。

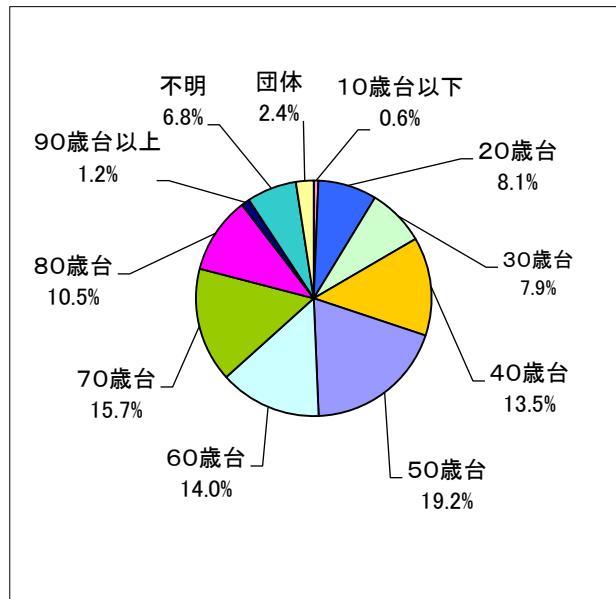
契約者性別等	2024年度	2023年度
男性	1,542	1,520
女性	1,820	1,795
団体, 法人等	73	76
不明	211	202
計	3,646	3,593



(11) 相談者年齢別集計

相談者の年齢別割合は、50歳台、70歳台が多く、60歳台、40歳台と続きます。

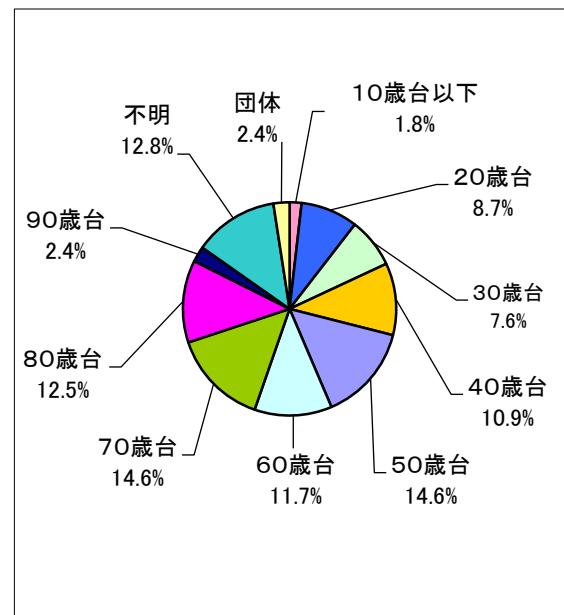
相談者年齢	2024年度	2023年度
10歳台以下	23	45
20歳台	294	267
30歳台	288	263
40歳台	493	465
50歳台	701	667
60歳台	510	566
70歳台	573	637
80歳台	384	332
90歳台以上	42	24
不明	249	298
団体	89	29
計	3,646	3,593



(1 2) 契約者年齢別集計

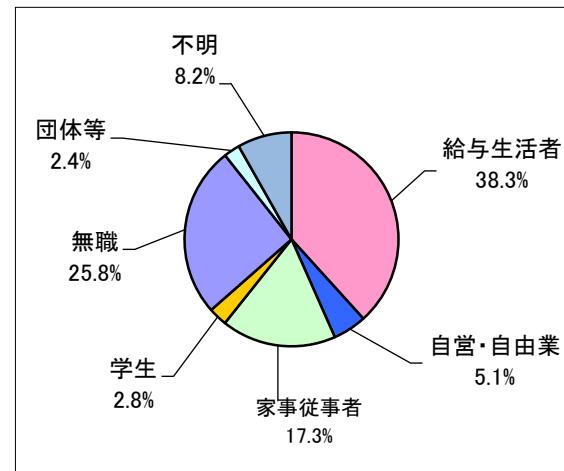
契約者の年齢別割合は、50歳台、70歳台が多く、不明、80歳台と続きます。

契約者年齢	2024年度	2023年度
10歳台以下	66	97
20歳台	316	285
30歳台	276	242
40歳台	398	389
50歳台	533	542
60歳台	428	491
70歳台	532	588
80歳台	455	360
90歳台	86	50
不明	467	541
団体	89	8
計	3,646	3,593



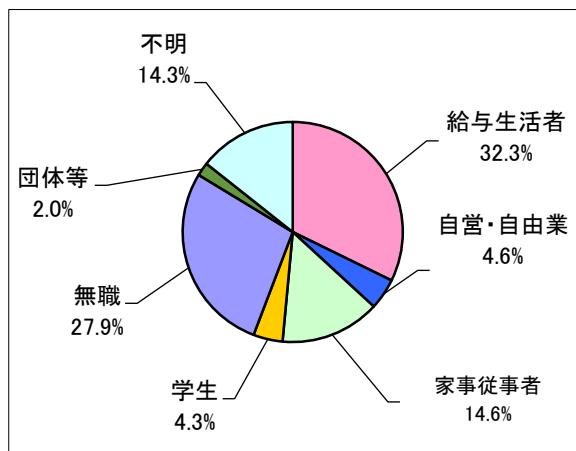
(1 3) 相談者職業別集計

相談者職業	2024年度	2023年度
給与生活者	1,396	1,342
自営・自由業	185	242
家事従事者	632	642
学生	103	107
無職	942	939
団体等	89	90
不明	299	231
計	3,646	3,593



(1 4) 契約者職業別集計

契約者職業	2024年度	2023年度
給与生活者	1,176	1,179
自営・自由業	167	221
家事従事者	534	510
学生	157	164
無職	1,017	996
団体等	72	76
不明	523	447
計	3,646	3,593



(15) 相模原市との連携事業

隣接する相模原市とは、2001年度から消費生活相談窓口の相互利用（来所相談の受付）を行っています。

2024年度は、町田市民が相模原市に相談した件数は減少し、町田市が受けた相模原市民の相談件数は増加しています。

利用実績（電話相談も含む）

	2024年度	2023年度
町田市民が相模原市へ相談	18	22
相模原市民が町田市へ相談	30	21

(16) 多重債務相談

2010年4月から債務整理を目的に相談者と法律専門家をつなぐ「多重債務連携事業」を実施しています。2024年度の多重債務に関する相談のうち、「多重債務連携事業」を利用した割合は、61.5%でした。

	2024年度	2023年度
多重債務相談 (うち多重債務連携事業利用数)	96 (59)	77 (45)

(17) 年間解決件数・金額

センターでのあっせんや助言により、救済することができた件数及び金額の集計です。あっせん解決はあっせんにより返金されたもの（クーリング・オフによる解約を含む）を指し、未然防止は助言により支払わずに済んだもの（不当請求を含む）を指します。

2024年度は、2023年度と比較して全体の件数は減少しましたが、金額は増加しました。

	2024年度		2023年度	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
あっせん解決	282	88,473,993	294	53,987,920
未然防止	10	24,764,200	21	6,207,090
合計	292	113,238,193	315	60,195,010

8 消費生活学習会等実施状況

消費生活センターでは、消費者教育の充実のため、運営協議会を中心に「学習会」「テスト教室・料理教室」などの講座を企画・開催しています。2024年度はあわせて27回開催し、669人が参加しました。

また、出前学習会や「センターだより」の発行など、よりよい消費生活や消費者被害防止のための啓発を行っています。

(1) 学習会

消費者問題に関する身近なテーマを取り上げ、日常生活に役立てていただく目的で学習会を開催しました。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加人数
1	4月19日	PFASによる汚染を知る～海産物からも検出～	植田 武智 食の安全・監視市民委員会運営委員	33
2	5月17日	金融商品の基礎知識とトラブル防止事例	石村 衛 東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー	33
3	6月7日	肉や卵をどう選んでいますか？～畜産動物の飼育環境を知ろう～	新津 尚子 幸せ経済社会研究所（有限会社イーズ）研究員、武蔵野大学非常勤講師	24
4	6月17日	健康食品の実態と賢い付き合い方	梅垣 敬三 一般社団法人 日本食品安全協会 副理事長	21
5	9月4日	町田市防災アンバサダー・ずぼらままの防災術	コウダミキ（ずぼらまま） 町田市防災アンバサダー 防災士	21
6	9月28日	まちだくらしフェア2024 ホール講演会 「漫才」と「コント」で笑って学ぼう！消費者問題	キラーコンテンツ 出前寄席ユニットアクトリー 明治大学落語研究会	55
7	10月11日	インターネット上の脅威と対策	伊藤 吉史 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター 普及啓発・振興部 エキスパート	35
8	10月28日	私流の葬送を考える	中村 裕二 特定非営利活動法人 葬送の自由をすすめる会 弁護士	32
9	11月18日	その生命保険本当に必要？	竹下 さくら ファイナンシャルプランナー・千葉商科大学大学院（会計ファイナンス研究科、MBA課程）客員教授	27
10	12月6日	パーソナルカラー診断～似合う色を見付けて上手な買い物を～	一般財団法人 パーソナルデザイン協会	22

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加人数
11	1月18日	講演会 南極調理師から提案～無理せず楽しく減らそう食品口ス～	渡貫 淳子 第57次南極地域観測隊調理隊員 調理師	101
12	2月21日	シューフィッターに学ぶ大人と子どもの足に合った靴選び！～自分の足のサイズを知ろう～	木村 克敏 一般社団法人 足と靴と健康協議会 事務局長	35
13	3月14日	古くからの隣人ミツバチとその仲間を知る	原野 健一 玉川大学学術研究所ミツバチ科学研究所センター教授	37

（2）テスト教室・料理教室

簡易な実験や料理実習等を通じて、日々の暮らしに役立つ情報を提供しました。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加人数
1	4月18日	気になる塩分測ってみよう ～我が家の味噌汁どのくらい？～	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	11
2	5月22日	食中毒を考慮したお弁当作り～基本をおさえて暑い季節も栄養弁当を～	中山 麻里 町田地域活動栄養士会	12
3	6月21日	ハーバルライフを楽しもう ～植物の力を使って健康に過ごしましょう！～	岡崎 由美子 日本メディカルハーブ協会認定ホリスティックハーバルプラクティショナー	15
4	10月17日	米粉のロールケーキを作ろう～手作り人参ジャムを巻いて～	峯岸 照子 クッキングスペースアミューズ主宰	21
5	11月11日	住まいの掃除～環境に配慮した洗剤を使って水回りの掃除～	町田友の会 住グループ	13
6	12月13日	自然の恵 発酵食品で毎日を健康でおいしく！米糀調味料を試してみよう	佐藤 綾子 町田地域活動栄養士会	15
7	1月28日	国産大豆でみそを手作りしよう！	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	12
8	2月7日	国産大豆でみそを手作りしよう！	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	12
9	3月5日	巾着を玉ねぎの皮で染めよう！	斎藤 多佳子 町田市消費生活センター運営委員	11

(3) 子ども向け教室

夏休み期間に、小学生を対象とした講座を実施しました。実験や実習、ゲームなどで楽しく学びながら、消費者市民として必要な知識を習得することを目標にテーマを選定しています。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加人数
1	7月24日	夏休み子どもテスト教室 おやつの甘さを調べてみよう！	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	15
2	7月27日	夏休み親子で学ぶ金銭教育 父（祖父）と子のクッキング 餃子の皮でつくるピザ	東都生協ライフプランアドバイザー	22
3	8月2日	夏休み親子料理教室 親子で作る手打ちうどん ～牛乳と薄力粉を使って～	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	16
4	8月8日	夏休み子ども教室 経済ゲーム ～レストランのオーナーになってみよう～	東都生協ライフプランアドバイザー	10
5	8月22日	夏休み子ども実習教室 パッククッキングでカレーライスを作ろう！	福岡 ひとみ コンシューマー技術教育研究会	8

(4) 他団体主催イベントへの参加

開催月日	参加イベント	場所	内容
1月13日	二十祭まちだ 2025	町田市立総合 体育館	20歳前後の方に多い副業、定期購入 に関する注意喚起を、冊子やグッズな どを配付しながら行いました。
2月1日～ 2日	まちだ男女平等 フェスティバル	町田市民 フォーラム	運営協議会による「おしるこ喫茶」を 2月1日に行い、用意した60食分をすべ て提供しました。おから白玉だんごを 使うことにより、食品ロス削減に関す る啓発も行いました。
3月1日	まちだECO to フェスタ2025	町田市庁舎	「生きものとつながって地球にECO to (いーこと) しょっ！」というイベン トテーマに則り、市内の平飼いの養鶏 場等を取材して作成したパネルを展示 するなどして、畜産動物のアニマル ウェルフェアに関する啓発を行いまし た。

(5) 消費生活出前学習会

増加する若年者・高齢者被害の未然防止を図ることを目的として出前学習会を実施しました。講師は、消費生活相談員です。

回	開催月日	申込団体	テーマ	人数
1	5月21日	町田市訪問介護事業者協議会	高齢者が気を付けなければならない訪問販売、電話勧誘販売について クリーニングオフ期間についての理解と注意点 通信販売の落とし穴について	20
2	7月2日	小規模多機能ホーム秋田高城	高齢者が注意すべき消費トラブルについて、及び未然防止策	21
3	7月12日	町田市立小山中学校	悪質商法被害防止教室	263
4	9月17日	ウェルビー町田市役所前センター	悪徳商法、インターネットトラブルについて	15
5	10月4日	玉川大学農学部	若者を狙う消費者トラブル	115
6	10月16日	町田第一高齢者支援センター	悪質な訪問販売に関する勉強会	35
7	10月18日	玉川大学農学部	若者を狙う消費者トラブル	115
8	12月4日	サウスフロンテージ町田参宮橋管理組合たすけあいサポート	高齢者に多い消費トラブルと対応策	5
9	1月17日	リズム体操コスモス	高齢者が注意すべき消費トラブルについて、及び未然防止策	17
10	2月14日	町田ハイツ壱番館自治会	高齢者に多い消費トラブルと対応策	11

ご参加いただいた方からは
「消費生活について身近に感じることができた。」
「事例を挙げながら説明していただいたのでわかりやすかったです。」
等の感想をいただきました。

(6) 消費生活センターだよりの発行

消費生活センターだよりを毎月発行し、2025年3月で第596号となりました。各公共施設のほか、小中学校、消費者団体、配布希望の町内会・自治会等に配布しました。

町田市のホームページからPDF形式でダウンロードできます。

発行物	発行時期	部数	掲載内容	配布先
消費生活センターだより	毎月1日	4,600	日頃気になる消費者問題、消費者相談事例等	各公共施設のほか、小中学校、消費者団体、町内会・自治会等

(7) 「くらしのヒント」メール・LINE配信（啓発）

2019年度からメール配信、2020年度からLINE配信を開始しました。消費生活相談で寄せられた相談事例やイベントの情報等を配信しています。

No.	配信日	配信テーマ
1	4月19日	給湯器の点検について
2	5月14日	SNSを介した副業トラブル
3	6月11日	サウナ浴での事故に注意～体調に合わせて無理せず安全に～
4	8月7日	分電盤の点検について
5	8月27日	オンライン診療について
6	8月30日	特別相談「多重債務110番」を実施します
7	9月6日	特別相談「高齢者被害特別相談」を実施します
8	1月17日	災害に備えましょう～阪神淡路大震災から30年
9	1月23日	最近の相談事例から 分電盤の点検について
10	2月1日	恵方巻は食べられる分だけ～食品ロスを削減しましょう
11	2月14日	不用品の回収について

9 第48回町田市消費生活展「まちだくらしフェア2024」

まちだくらしフェア（旧名称：くらしを守る市民の集い）は1976年から開催してきた町田市の消費生活展です。2023年度までは7月に開催していましたが、猛暑を避けるため、2024年度は9月下旬に開催いたしました。

テーマ：見つけよう！明日を変えるくらしのヒント

日 時：2024年9月27日（金）・28日（土） 10:00～16:00

場 所：町田市民フォーラム3階・4階

主 催：まちだくらしフェア2024実行委員会・町田市

来場者数：984人

参加団体：18団体

（1）参加団体とテーマ

No.	団体名	テーマ
1	F P - O n e ' s L i f e N a v i	ファイナンシャルプランナー無料相談室
2	おもちゃ病院まちだ	壊れたおもちゃ治します
3	片づけ＆リユースショップはちどり（企業組合ワーカーズ・コレクティブ「轍あい」共に働く事業所）	人と環境にやさしいお片づけ
4	関東電気保安協会	電気の安全な使用方法と省エネについて
5	コープみらい地域クラブまちだ平和	原発に頼らないエネルギーを！
6	社会福祉法人コメット 原町田スクエア小麦の家	小麦の家（パン販売） わくわくひょうたんワークショップ
7	新日本婦人の会町田支部	コンビニの成人誌調査から
8	NPO法人 太陽の村	輪投げ大会
9	多摩南生活クラブ生協まち町田中央	納豆の違いは大豆から！？
10	町田市消費生活センター運営協議会	食料自給率を上げるのは私たち消費者！
11	町田市食育ボランティア（町田市保健予防課）	まちだすいとんの提供

No.	団体名	テーマ
12	町田地域活動栄養士会	朝食に野菜を   
13	町田友の会	くらしのヒント
14	町田弁護士クラブ	かかりつけ弁護士のすすめ
15	桃の木工房	いのちと平和を考える
16	町田市環境政策課	見つけよう あなたにできる 3R
17	町田市消費生活センター	おいしい話にご用心 ～その契約は大丈夫？～

(2) 主なイベント内容

No.	カテゴリー	イベント名
1	おもちゃ病院	壊れたおもちゃ治します
2	講演会	相続セミナー
3	講演会	実践！家族で学ぶスポーツ栄養
4	講演会	新NISA「資産運用 初級者編」
5	講演会	「漫才」と「コント」で笑って学ぼう！消費者問題
6	その他	家計簿で暮らしが変わる！スッキリする！～物価高 乗り切るポイントをお伝えします～
7	その他	セミナー 新NISA「資産運用 脱初心者編」
8	その他	セミナー FPから見た「金融詐欺・災害・震災」対策
9	その他	親子で遊ぼう音楽広場
10	その他	藍染を楽しもう！
11	その他	わくわくひょうたんワークショップ
12	その他	3Rかるた大会

No.	カテゴリー	イベント名
13	その他	セミナー 小学生が資産運用を始めたら
14	その他	ファイナンシャルプランナー無料相談室
15	その他	輪投げ大会
16	その他	ドライカレーランチ販売
17	その他	手作り品や乾物の販売
18	その他	パン・焼菓子販売
19	その他	調味料、菓子、ジュース、せっけん販売
20	その他	まちだの新鮮野菜販売
21	その他	まちだの地域の味「まちだすいとん」を味わおう！
22	その他	キッズコーナー
23	その他	くらしを守る計量制度
24	その他	折り紙コーナー
25	その他	シネマでトーク「ザ・ユナイテッド・ステイツvs. ビリー・ホリデイ」
26	その他	紙芝居と絵本の読み語り～いのちと平和を考える～大人も子どももどうぞ！
27	その他	美術作品展示

10 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。消費生活センターでは、この法律に基づき、立入検査を行いました。

2024年度実績

立入検査をした販売事業者数		3	うち違反販売事業者数	0
品目	検査品目数	うち違反機種数		
繊維製品	1	0		0
合成樹脂加工品	3	0		0
電気機械器具	3	0		0
雑貨工業品	3	0		0

11 製品安全4法に基づく立入検査

一般消費者が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品について、製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、国がその製品を指定し、危害の発生を防ぐために必要な技術基準を定めています。

また、特に安全性の確保が求められる製品については、さらに国に登録された検査機関での検査が義務付けられています。いずれの製品も、販売するに当たっては上記の基準・検査に適合し、国の定めた表示をする必要があります。

消費生活センターでは、これらの法律に基づき、立入検査を行いました。

2024年度実績

	立入検査をした販売事業者数		検査機種数		
	うち違反販売事業者数		うち違反機種数		
消費生活用製品 (特定製品)	2	0	6	0	0
消費生活用製品 (特定保守製品)	0	0	-	-	-
電気用品	3	0	10	0	0
ガス用品	1	0	2	0	0
液化石油ガス器具等	0	0	-	-	-

12 特定計量器定期検査事前調査

計量法第19条の規定により、東京都が特定計量器の定期検査を実施する場合は、同法第22条の規定により、当該定期検査の対象となる特定計量器の数を事前に調査し、都知事に報告することとなっています。

消費生活センターでは、2025年2月から事前調査を行い、697の事業者について報告しました。

1 3 消費者事故報告

消費者安全法第12条の規定により、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは直ちに消費者庁に報告することとなっています。また、重大事故等以外の消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときに消費者庁に報告することとなっています。

消費生活センターでは、これらの報告を行っています。

2024年度は、重大事故等で報告を要する案件はありませんでした。

資 料

(条例・規則等)

町田市消費生活センター条例

平成11年9月30日

条例第29号

市民部市民協働推進課

改正 平成20年3月31日条例第8号

平成29年3月31日条例第5号

(設置)

第1条 消費者の利益を守り、消費生活に係る必要な知識の普及及び情報提供を行い、並びに自主的活動を促進するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターとして、町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

（平29条例5・一部改正）

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市消費生活センター

位置 町田市原町田四丁目9番8号

（平29条例5・全改）

(事業)

第3条 消費生活センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）法第8条第2項各号に掲げる事務に関すること。

（2）消費者教育に関すること。

（3）消費者団体の自主的活動の支援に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

（平29条例5・一部改正）

(消費生活相談の実施)

第4条 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）を実施しない日は、次に掲げる日とする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

2 消費生活相談を実施する時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

（平29条例5・追加）

(施設)

第5条 消費生活センターには、次に掲げる施設を設ける。

（1）消費生活相談室

（2）テスト室

（3）事業準備室

（4）ロッカーコーナー

（5）展示・情報コーナー

（平20条例8・一部改正、平29条例5・旧第4条繰下）

(職員)

第6条 消費生活センターに所長、消費生活相談員（法に定める消費生活相談員をいう。以下この条において同じ。）その他必要な職員を置く。

2 消費生活相談員は、消費生活相談に従事する。

3 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

4 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、消費生活相談員の任期ごとに客観的な能力の実証を行うものとする。

6 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を修得していることに十分配慮し、前項に規定する能力の実証の結果、当該消費生活相談員が適任であると認めるときは、当該消費生活相談員を再任することができる。

7 市長は、第1項に規定する職員で法第8条第2項各号に掲げる事務に従事するものに対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（平29条例5・旧第5条繰下・一部改正）

（情報の安全管理）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務について得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（平29条例5・追加）

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

（平29条例5・旧第6条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年12月6日から施行する。

（町田市消費者センター条例の廃止）

2 町田市消費者センター条例（昭和50年7月町田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月31日条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

町田市消費生活センター条例施行規則

平成11年11月5日
規則第63号
市民部市民協働推進課

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市消費生活センター条例(平成11年9月町田市条例第29号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 市長は、町田市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の運営を効率的に遂行するため、市民の自主的な組織である町田市消費生活センター運営協議会と協力して行うものとする。

(休所日)

第3条 消費生活センターの施設のうち展示・情報コーナーの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(1) 毎月第3水曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開所時間)

第4条 消費生活センターの施設のうち展示・情報コーナーの開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年12月6日から施行する。

(町田市消費者センター条例施行規則の廃止)

2 町田市消費者センター条例施行規則(昭和50年7月町田市規則第22号)は、廃止する。

町田市消費生活センター運営協議会規則

1 名称

この会は、町田市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、町田市消費生活センター条例第1条により設置された町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を円滑かつ効果的に運営するため審議し、遂行することを目的とする。

3 業務

1 協議会の審議運営事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活センターだよりの編集発行等広報に関すること。
- (2) 消費生活に係る学習、資料の収集および展示に関すること。
- (3) 生活物資の簡易なテストに関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項。

2 上記の運営事項については、協議会と行政が協働して行う。

4 組織

協議会は、町田市内に住所または勤務地を有する者で、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市内の消費生活団体の推薦する者。

- (2) 消費者活動に意欲のある者。

5 任期

任期は、委員となった日からその年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の末日までとし、再任を妨げない。

6 報酬

1 委員の報酬は、無給とする。

2 必要な旅費は、実費弁償することができる。

3 事業あるいは会議に出席した実績のある月について、事業の遂行に係る活動費500円を支払うことができる。

7 協議会の役員

1 協議会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	2名
会計	2名	会計監査	2名

2 会長は、協議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

3 会長、副会長は、補助金についての予算書・決算書・事業計画書、事業報告書案等の作成を担当する。

4 会計は、協議会の会計を処理し、会計監査は、協議会の会計監査を行う。

5 役員は、委員の互選により定める。

8 部会

1 業務を効率的に行うために、次の部会をおく。

- (1) 広報部 消費生活センターだよりの発行等。
- (2) 学習企画部 各種学習会などに関する企画運営等。
- (3) テスト部 簡易テスト等の実施および援助。

2 前項の規定に関わらず、人数の多寡によって部会の数を増減することができる。この場合の部会名称及び役割は、協議会で審議決定する。

3 部会役員

部会には、部員の互選により部長、副部長をおく。

4 次の事業は、目的達成のため委員全員で対応する。

(1) 消費生活センターの業務を市民に広く浸透させるために消費生活展、学習会、簡易テスト等の活動を出向いて行う事業。

- (2) 資料の収集、調査、展示等。

9 会議の招集

- 1 定例会は、毎月1回とし、その他必要なつど会長が召集する。
- 2 部会は、必要なつど部長が召集する。

10 意見の聴取

協議会は、必要に応じて、学識経験者その他関係者から意見を聞くことができる。

11 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で審議決定するものとする。

附 則

この規約は、1975年（昭和50年）4月17日から施行する。

1977年（昭和52年）	4月一部改正
1980年（昭和55年）	2月一部改正
1986年（昭和61年）	3月一部改正
1991年（平成3年）	12月一部改正
1994年（平成6年）	3月一部改正
1995年（平成7年）	4月一部改正
2000年（平成12年）	4月一部改正
2007年（平成19年）	4月一部改正
2011年（平成23年）	4月一部改正
2012年（平成24年）	4月一部改正

事業報告書

2025年（令和7年）12月発行

発行

町田市

編集

市民部市民協働推進課消費生活センター

町田市原町田4-9-8

町田市民フォーラム3階

電話 042-725-8805

042-722-0001（相談専用）

刊行物番号

25-37

印 刷

総務部総務課

この冊子は、120部作成し、1部あたりの単価は967円です（職員人件費を含みます）

